

山梨県公報

第千四百三十八号

平成十五年

十二月十五日

月 曜 日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
有限会社赤岡綜合薬局	甲府市北口三丁目三十二番二号

山梨県告示第五百九十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十五年十二月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

告示	七五九
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	七五九
結核予防法に基づく医療機関の指定	七五九
土地収用事業の認定	七五九
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	七六〇
換地計画の決定	七六〇
公告	七六〇
平成十五年二級建築士試験の合格者	七六一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	七六一

告 示

山梨県告示第五百八十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。
平成十五年十二月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
有限会社赤岡綜合薬局	甲府市北口三丁目一番二号

山梨県告示第五百八十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十五年十二月十五日

きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 本事業に係る起業地の範囲は、水源かん養林としての機能を確保し、湧水の汚染及び枯渇を防止するために必要な規模としており、必要な範囲であると認められること。

(四) (一)から(三)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、水源地である湧水の保護のため行うものであり、乱開発防止のため早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

長坂町三分一湧水公園等整備推進室

山梨県告示第五百九十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 河川の名称 富士川水系 馬場川

二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防

三 河川管理施設の位置 東八代郡御坂町大字夏目原字牌田百六十一番三地先から東八代郡御坂町大字夏目原字牌田百七十番六地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 御坂町長 小澤栄真

2 住所 東八代郡御坂町栗合八十七番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道

路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十五年十二月十五日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県管中山間地域総合整備事業塩山地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年十二月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年十二月十六日から平成十六年一月二十日まで

三 縦覧場所

塩山市役所

四 異議申出期間

平成十六年一月二十一日から同年二月四日まで

公 告

●平成十五年二級建築士試験の合格者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により実施した平成十五年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成十五年十二月十五日

二 H 二 〇 四 五 〇 M	二 H 二 〇 四 四 〇 L	二 H 二 〇 四 〇 八 M	二 H 二 〇 三 九 二 K	二 H 二 〇 三 九 五 L	二 H 二 〇 三 五 一 L	二 H 一 八 八 二 M	二 H 一 八 六 七 L	二 H 一 八 五 四 M	二 H 一 八 一 二 M	二 H 一 七 一 七 N	二 H 一 六 一 七 N	二 H 一 五 七 三 L	二 H 一 五 三 三 N	二 H 一 五 二 〇 P	二 H 一 四 九 三 R	二 H 一 四 五 〇 P	二 H 〇 九 六 二 Y	二 H 〇 九 二 一 K	二 H 〇 八 七 八 Y	二 H 〇 八 二 四 L	二 H 〇 八 一 〇 L	二 H 〇 六 六 六 P	二 H 〇 六 五 五 K	二 H 〇 六 四 一 K	二 H 〇 六 三 八 P	二 H 〇 五 九 六 P	二 H 〇 五 七 〇 Y	二 H 〇 五 五 八 L	二 H 〇 五 一 六 L	二 H 〇 三 八 九 K	二 H 〇 三 七 七 M	二 H 〇 三 七 一 K	二 H 〇 二 七 七 K	二 H 〇 一 〇 九 K	受 験 番 号
内 田 修 司	高 山 智 守	三 枝 村 智 紀	大 村 久 二 紀	小 沢 美 和	羽 瀬 理 和	古 屋 拓 馬	高 野 理 馬	小 林 英 光	望 村 昌 宏	野 村 隼 人	小 森 長 廣	大 丸 育 未	金 丸 長 一 樹	中 丸 高 政	西 藤 政 高	齋 藤 俊 起	神 田 知 仁	雨 宮 沙 忠	小 宮 忠 仁	古 林 志 子	望 月 数 雪	松 村 美 佳	福 島 崇 薫	雨 宮 達 矢	鈴 木 か づ 美	宮 下 哲 巨	板 倉 修 樹	田 邊 美 圭	小 田 切 山 智 太	小 山 間 之 仁	望 月 明 洋	樋 川 仁 一	市 川 洋 一	氏 名	
二 〇 七 一 七 N	二 〇 六 八 九 N	二 〇 六 八 七 L	二 〇 六 四 八 P	二 〇 三 四 九 Y	二 〇 三 〇 九 L	二 〇 二 九 五 L	二 〇 二 九 三 Y	二 〇 二 五 一 Y	二 〇 二 三 七 Y	二 〇 二 一 〇 Y	二 〇 一 二 五 Y	二 〇 〇 八 二 R	二 〇 〇 五 五 Y	二 〇 〇 一 一 P	一 一 九 二 四 M	一 一 四 三 七 R	一 一 三 五 〇 M	一 一 三 三 八 P	一 一 三 三 三 N	一 一 三 一 一 L	一 一 三 一 〇 P	一 一 二 四 二 Y	一 一 二 二 八 Y	一 一 一 四 〇 M	一 〇 五 九 R	〇 〇 一 九 K	〇 〇 九 八 八 P	〇 〇 五 一 四 Y	〇 〇 四 六 〇 L	〇 〇 四 五 九 K	〇 〇 四 一 八 L	〇 〇 四 〇 三 K	受 験 番 号		
白 倉 寿 和	坂 本 哲 也	坂 井 吉 久	田 本 幸 一	野 中 博 文	大 森 由 美 子	樋 口 晃 一	清 水 宏 次 郎	高 野 裕 司	桜 井 秀 和	新 井 昌 一	貝 原 英 樹	青 山 光 宏	中 曾 善 弘	伊 東 正 明	長 坂 敬 弘	河 名 隆 弘	野 々 村 誠 司	今 村 宗 雅	三 科 香 織	橘 田 一 豊	深 沢 真 智 子	河 西 恒 元	志 村 恒 夫	中 澤 純 浩	横 倉 浩 司	佐 藤 哲 司	野 田 圭 一	名 取 さ やか	大 澤 さ か	加 賀 美 徹	岡 田 正 博	歌 田 つ かさ	岡 部 敏 之	氏 名	

二 H 二 〇 四 六 四 M	二 H 二 〇 四 七 七 L	二 H 二 〇 五 四 七 L	二 H 二 〇 五 四 九 N	二 H 二 〇 六 〇 三 L	二 H 二 〇 六 四 六 M	溝 呂 木 諭	菊 島 謙 子	小 松 幸 二	加 藤 淳 宏	石 原 俊 悟	羽 田 新 悟		
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--	--

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十五年十二月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 東八代郡石和町広瀬字小物成場一一九五の五七、一一九五の五八、一一九五の五九、
 一一九五の六〇、一一九五の六一、一一九五の六二、一一九五の六三、一一九五の六
 四、一一九五の六五、一一九五の六六、一一九五の一八七及び一一九五の一八八
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

道 路	公共施設の種類	位置及び区域
		次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び
 石和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東八代郡石和町広瀬千百九十五番地六十三 雨宮寛人

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番